

総合医療保障プランに適用されている割引について

○総合医療保障プランの割引率は、「数多くの組合員の皆さまにご加入いただくことによるスケールメリット」および「優良な損害率(全体の保険料とお支払いした全体の保険金の割合)」を背景に、過去から大幅な割引率が適用されております。

○総合医療保障プランは、万一の事故や、予期せぬ病気等への備えとして多くの組合員の皆さまにお役立ていただいております。2023年度の保険金お支払い金額の実績は、新型コロナウイルスの影響により前年に比べ約21億円増加し、全国で147億円となりました。

○そのため、2024年度総合医療保障プランの「損害率による割増引率」は35%となり、最大で約59%^(注)の大幅な割引率が適用されますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

(注) 傷害部分(ケガの補償の部分)につきましては、団体割引30%、大口契約割引10%、損害率による割増引35%が適用されています。割引前の保険料にこれらの割引を連乗して割引後の保険料を算出しており、割引後の保険料水準は、割引前の約41%水準($(1-30\%) \times (1-10\%) \times (1-35\%)$)となります。傷害以外の部分につきましては団体割引30%、損害率による割増引35%が適用されており、同様の計算で割引前の45%水準となります。

安定的な制度運営のためお願い

○総合医療保障プランは、全国の電力生協組合員間の相互扶助の観点から、万一の事故や予期せぬ病気等への備えとして、組合員の皆さまが「低廉な保険料で大きな補償を手に入れる」ことをめざして、制度創設以来運営しています。保険料負担が少なくご加入いただける本制度に、より多くの組合員の皆さまにご加入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総合医療保障プランの制度メリットを維持し安定的な制度運営を継続していくために、以下の点についてご理解くださいますよう、お願いいたします。

■ 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入ができない場合や補償内容を変更させていただくことがあります。また2021年度から引受ガイドラインを設けました。

■ 保険金をお支払いするために必要な事項^(注)の確認を行うために、保険会社より、医療機関など専門機関の診断結果の照会等を行うことがあります。

(注) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

ぜひ、制度趣旨をご理解くださいますよう、お願いいたします。